

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## コロナ第5波

感染急拡大により、今月2日から緊急事態宣言を6都府県、まん延防止等重点措置を5道府県で実施。知事会は都道府県をまたぐ旅行や帰省の原則中止・延期を呼びかけ。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

8/ 2(月) 大安	5月決算法人の確定申告
3(火) 赤口	
4(水) 先勝	
5(木) 友引	
6(金) 先負	広島平和記念日
7(土) 仏滅	立秋
8(日) 先勝	山の日、旧暦7月1日、東京オリンピック閉会式

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
7/26(月)	27,833 △285	110.20 ▼0.12
27(火)	27,970 △137	110.08 △0.12
28(水)	27,582 ▼388	109.97 △0.11
29(木)	27,782 △200	109.86 △0.11
30(金)	27,284 ▼498	109.52 △0.34

## 8月から適用開始となる主な制度等は

◎産業競争力強化法等の改正……\*カーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション、コロナ禍の厳しい経営環境で事業再構築に取り組む企業に税制支援（投資促進税制、繰越欠損金の控除上限の特例）などを行う「事業適応計画」の認定制度、

\*経営力向上計画の認定を受けた中小企業がM&Aを実施した場合に、設備投資減税や準備金積立の措置が活用できる「経営資源集約化税制」、\*経営承継円滑化法に基づく認定を受けることで、所在不明株主の株式買取り等の手続きに必要な期間を1年に短縮する会社法の特例、などの制度が施行されます。

◎業務改善助成金の特例的な要件の拡充……中小企業が事業場内最低賃金を一定額以上引上げて、生産性向上のための設備投資などを行った場合に費用の一部を助成する制度について、「45円コース」を設けるとともに、新型コロナウイルスにより特に業況が厳しい企業の賃金引上げ対象人数に「10人以上」の区分を増設し、助成上限額を600万円に拡大します。

◎医薬品医療機器等法（薬機法）の改正……医薬品等の広告について、効能や効果などの虚偽・誇大広告を行った場合に、対象商品の売上の4.5%を課徴金として納付させる制度の導入などが実施されます。

◎介護保険制度の改正……\*介護サービスを利用した際、負担限度額を超えた分を払戻す高額介護サービス費について、利用者又は同一世帯に課税所得380万円（年収約770万円）以上の65歳以上の方がいる場合は負担限度額を引上げ、\*介護保険施設を利用する低所得の方への補足給付について、認定要件である預貯金額の見直しや、一定以上の収入等がある方の食費の負担限度額を引上げます。

■この記事の詳細は、情報BOX201529

## 令和2年度のふるさと納税は6725億円

総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査」によると、令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）に行われたふるさと納税は、全地方団体の合計で受入額が約6725億円（前年度比1.4倍）、受入件数が約3489万件（同1.5倍）と、ともに過去最高となりました。

また、令和2年中に行ったふるさと納税により令和3年度分の住民税から控除を受けた方は約552万人（同1.3倍）で、その控除額は約4311億円（同1.2倍）でした。このうち、確定申告を行わなくても控除が受けられるワンストップ特例制度を適用した方は約271万人（控除額は約1535億円）となっています。

## ★★★ 8月のチェックポイント ★★★

※新型コロナウイルスの爆発的感染拡大が警告されています。職場での3密防止、手洗い、換気、時差通勤、テレワークなどを徹底します。また、ワクチン接種を積極的に受けるようにします。

※夏季休業を行う企業では、前後の事務や取引先との業務日程を調整するとともに、万が一に備えパソコンデータのバックアップをしておきます。

※従業員に対しては、夏季休業中は不要不急の外出や旅行などを控えるよう促し、万が一に備え緊急連絡網を作成しておきます。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和3年8月から適用開始となる主な制度等は

## ◆産業競争力強化法等の改正

改正法の一部施行（令和3年8月2日）に伴い、開始される主な制度は以下のとおりです。

## 【産業競争力強化法関係】

◎事業適応計画の認定制度：カーボンニュートラル、DX（デジタルトランスフォーメーション）、「新たな日常」に向けた事業再構築に関する計画認定を受けた場合に、税制支援（投資促進税制、繰越欠損金の控除上限の特例）や金融支援（利子補給、低利融資）を行う制度。

◎債権譲渡における第三者対抗要件の特例：債権の譲渡の通知等が、新事業活動計画の認定を受けた事業者によって提供される情報システムを利用してされた場合には、当該情報システム経由での通知等を、確定日付のある証書による通知等とみなす制度。

◎事業再編計画に関する支援措置の拡充：事業再編計画の認定を受けた場合に活用できる会社法の特例措置の拡充（株式対価M&A時の株式買取請求権の適用除外、スピンオフの際の業務執行者の欠損填補責任の軽減）や金融支援の対象拡充（大規模な買収資金、構造改善費用等）を行う。

◎創業関連保証の保証限度額・対象者の拡充：創業者に対する信用保証制度について、中小企業等経営強化法における措置を産業競争力強化法に統合するとともに、利用対象の拡充（個人事業主が創業後5年未満の間に会社を設立し事業譲渡した場合も利用対象）を行う。

## 【中小企業等経営強化法関係】

◎中堅企業への成長促進：規模拡大に資する支援策（経営革新計画、経営力向上計画に紐づく支援）について、資本金によらない支援対象類型を創設し、中堅企業へ成長途上の企業まで対象拡大。

◎中小企業の経営資源集約化（M&A）に資する税制：経営力向上計画の認定を受けた中小企業がM&Aを実施した場合、設備投資減税（経営強化税制）、雇用確保を促す税制（所得拡大促進税制）、簿外債務等に備える準備金の積立（事業再編投資損失準備金）を活用できる制度。

## 【経営承継円滑化法関係】

◎所在不明株主に関する会社法の特例：事業承継を要するものの株主の所在不明により困難である旨の認定を受けた中小企業者について、所在不明株主からの株式買取り等の手続きに必要な期間を5年から1年に短縮する会社法の特例を措置。

## 【下請中小企業振興法関係】

◎下請振興法における対象取引類型の拡大：他者に提供するサービスを構成するサービスの委託等、これまで下請振興法の対象としていなかった取引類型を対象に追加。

◎下請中小企業取引機会創出事業者の認定：発注者と下請中小企業との間に入り、中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設。

## ◆「業務改善助成金」の特例的な要件を緩和・拡充

◎全事業主対象の特例：「45円コース」の新設、同一年度内に2回までの申請を可能とする。

◎特に業況の厳しい事業主※の特例：賃金引上げ対象人数に「10人以上」の区分を増設し、助成上限額を450万円から600万円に拡大（事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象）、賃金引上げ額を30円以上とする場合、生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。  
※新型コロナウイルスの影響を受けて売上等が前年又は前々年比30%減の事業主

## ◆医薬品医療機器等法の改正

◎地域連携薬局等の認定制度：患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる「地域連携薬局」、がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる「専門医療機関連携薬局」の認定制度を導入。

◎課徴金制度の創設：医薬品、医療機器等の虚偽・誇大広告による販売に対して、課徴金（課徴金対象期間に取引をした医薬品等の売上の4.5%）の納付を命じる制度を創設。

## ◆介護保険制度の改正

◎補足給付の認定要件と食費の見直し：介護保険施設やショートステイを利用する低所得者に対する食費・居住費の助成（補足給付）について、認定要件の預貯金額を年金収入等80万円以下は単身650万円・夫婦1,650万円、80万円超120万円以下は単身550万円・夫婦1,550万円、120万円超は単身500万円・夫婦1,500万円とするとともに、食費の負担限度額を見直す。

◎高額介護サービス費の負担限度額の見直し：介護サービスの利用者又は同一世帯に課税所得380万円（年収約770万円）以上の65歳以上がいる場合の負担限度額（月額）について、課税所得380万円～690万円（年収約770万円～1,160万円）未満は93,000円（世帯）、課税所得690万円以上は140,100円（世帯）に引上げる。